

# バイヤーとの交渉に関する留意点

## 1. バイヤーへの支払督促・債務認識確認

メールやレター等記録に残る方法でバイヤーへの支払督促を継続してください。

延滞が発生したら、速やかにバイヤーに支払を督促してください。

バイヤーに督促する際は、延滞の理由、いつ支払う予定かなどを聞き、支払われるまで督促を続けてください。督促を行った記録は、保険金請求時の提出書類となりますので必ず保管してください。

Contract No.	Invoice No.	Product	B/L Date	Due Date	Outstanding Amount
			/ /	/ /	
			/ /	/ /	
Total Outstanding					

※延滞している債権だけでなく、これから決済期限が到来する取引の情報も入れてください。

バイヤーから**債務確認書**を取得してください（保険金請求時の必須書類です）。

バイヤーからの入金が見込めない場合は、できるだけ早い段階で債務確認書（決済期限、未決済残高、Invoice No. や契約番号等対象債権を特定した上で、バイヤーが債務を認識していることが確認できる内容のもの）の取得をお願いいたします（D/A・D/P 又は L/C 決済の場合は不要です）。債務確認書の取得が困難な場合は、上記の督促の際のメールに対するバイヤーの返信等により代替することも可能ですので、早めに NEXI 迄ご相談ください。

**延滞が継続する場合はバイヤーの信用格付が格下げとなる可能性があります。**

延滞した理由が信用不安によるもので、一定期間延滞が継続している場合には、バイヤーの格付は ER 格に格下げされます。限度額設定型保険の場合は、ER 格となった時点で保険契約は失効となります。他の保険種の場合は、ER 格となった以降、新たにお申し込みされる保険契約については信用危険がてん補されません。

# 保険金のお支払いに関する留意点

## 2. 新たな輸出契約や追加の船積みによる保険金の不払い

延滞が解消していない中で、新たに輸出契約を締結すること、また、既に締結済みの輸出契約において新たに貨物を出荷することは、債権保全義務・損失防止軽減義務の違反で保険金をお支払いできない可能性があるため、慎重にご判断ください。

過去の輸出契約において支払遅延が発生している中で、追加船積や新規輸出契約を締結すると、延滞中のバイヤーの債務額が増大し、損失が拡大する可能性があります。その後、当該追加船積・新規契約に係る債権が未決済となった場合には保険金のお支払いができなくなる可能性が高まりますので、慎重にご判断ください。

ここでいう延滞中の債権とは、輸出契約に係る債権に限らず、貿易保険の対象ではない貴社とバイヤーとの間の全ての契約（融資契約や単なる費用請求等）に係る債権を含みます。

## 3. 告知義務違反による保険契約の解除・保険金不払い

保険契約の締結（簡易通知型保険の場合は、保険契約の締結、更改、輸出契約等の相手方の追加又は保険金支払限度額の設定若しくは増額）の際、バイヤーからの支払が45日以上延滞している、破産の準備段階にある等損失を受ける恐れがある重要な事実についてNEXIに告知していただく必要があります。NEXIへ告知されていなかった場合、その**保険契約は解除となり、保険金はお支払いできません。**

告知義務違反を理由に保険契約解除に至ったケースが発生していますので、ご注意ください。

告知事項に該当するものは以下のとおりです。

- ① 輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権（貿易保険の付保、無付保にかかわらず同一相手方との既存のお取引全てが該当します）について、決済期限に決済が予定通り行われず、**45日以上遅延**が発生し、現時点において解消されていないこと。
- ② 輸出契約等の相手方が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知ったこと。

- ③ その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと（債務超過、私的整理及び他の債権者による差押え等）。

万一、保険契約締結当時、上記に該当するような情報を把握されていないながら、告知していない場合は、早急に NEXI 営業部へご相談ください。

なお、同一バイヤー既に決済遅延が発生し損失等発生通知を提出している場合でも、保険申込時に告知する必要がありますのでご注意ください。

#### 4. クレーム等が解消してからの保険金支払

**商品クレーム等が解消するまでは保険金のお支払はできません。**

契約当事者間で商品クレーム等や係争がある場合、それが解決するまでの間は、原則として保険金をお支払いすることはできませんので、ご注意ください。

## 保険金請求等の手続きに関する留意点

#### 5. 保険金請求時に必要な書類

**保険金請求時に必要な書類は手続細則の「別表」をご確認ください。**

**輸出契約書等の原本は入金されるまで大切に保管してください。**

保険金請求時には、輸出契約書、Invoice、B/L 等の写しのご提出が必要となりますので、請求時にはご準備をお願いいたします。保険金請求時にご提出頂く具体的な資料は手続細則の「別表」をご確認ください。

保険金支払後に、バイヤーに対する支払訴訟等の対応が必要となった場合、輸出契約書等の原本の提出が必要となる場合があります。原本の紛失等が原因で回収不能等が生じた場合は、保険金を返還して頂く可能性がありますので、契約書等の書類は必ずお手元に保管ください。

## 6. 保険金請求期間の確認

保険金請求が可能な期間は、事故確定日又は決済期限から9ヶ月以内です。

信用事故による延滞の場合、決済期限から3ヶ月間不払いの状態が継続すると保険事故が確定し、保険金請求が可能となります（保険金請求期限は決済期限から9ヶ月）。なお、ご事情によっては請求期間の延長申請も可能ですので、ご相談ください。

保険事故の内容		保険金請求が可能となる日（注1）	保険金請求期限
船積前		事故確定日（注2）	事故確定日から9ヶ月
船積後	3ヶ月の履行遅滞	決済期限から3ヶ月経過した日	決済期限から9ヶ月
	上記以外	決済期限	

注1）いずれも損失等発生通知を提出した日以降に請求が可能となります。

注2）事故の内容によって異なるため、NEXI 担当者よりご案内いたします。

## 7. バイヤーから入金があった場合の手続き

延滞している契約代金についてバイヤーから入金がありましたら、入金通知のお手続きをお願いいたします。

保険金請求前にバイヤーから入金があった場合には、入金日から1ヶ月以内に、貿易一般保険（船後）または中小企業保険についてはWeb サービスより、それ以外の保険種については紙様式より入金通知手続を行ってください。

Web サービスについてご不明点がありましたらこちらのWeb サービスマニュアルをご確認ください。

[https://www.nexi.go.jp/webservice/use/pdf/manual\\_11\\_02.pdf](https://www.nexi.go.jp/webservice/use/pdf/manual_11_02.pdf)

## 8. 保険金支払限度額（企業総合保険、限度額設定型保険、簡易包括型保険）

お支払いできる保険金は、予めバイヤー毎に設定された「保険金支払限度額」が上限となります。

### ① 企業総合保険

適用される保険金支払限度額は、保険契約締結日時点で設定されている限度額です。

したがって、特約更新等により保険金支払限度額を増額設定された場合であっても、保険契約締結日時点で設定されている保険金支払限度額が支払保険金の上限となり、増額後の保険金支払限度額まで保険金をお支払いできないことがございますので、ご注意ください。

## ② 限度額設定型保険

適用される保険金支払限度額は、輸出契約等の締結日時点で設定されている限度額です。したがって、保険契約更改等により保険金支払限度額を増額設定された場合であっても、輸出契約等の締結日時点で設定されている保険金支払限度額が支払保険金の上限となり、増額後の保険金支払限度額まで保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

## ③ 簡易通知型包括保険

保険金支払限度額の適用日は、以下の通りです。

- ・ 船積確定通知を頂いている場合：船積月の第1日時点で設定されている限度額
- ・ 確定前通知を頂いている場合：輸出契約等締結日時点で設定されている限度額

したがって、保険契約更改等により保険金支払限度額を増額設定された場合であっても、保険金支払限度額適用日時点で設定されている保険金支払限度額が支払保険金の上限となり、増額後の保険金支払限度額まで保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

以上